

---

## 第6章 推進体制

---

### (1) 町田市高齢社会総合計画審議会 ●●●●●●●●●●●●●●●●

町田市高齢社会総合計画審議会は、町田市高齢者福祉計画及び町田市介護保険事業計画を策定するため設置されています。審議会は、市長の諮問に応じて、策定に関して必要な事項について調査、審議し、答申します。委員は、学識経験者、保健医療関係者の代表、福祉関係事業者の代表、福祉団体関係等の代表、市民から構成される20名以内で組織され、市長が委嘱します。審議会では、今後本計画の推進状況を評価・確認していきます。

### (2) 町田市地域包括支援センター運営協議会 ●●●●●●●●●●●●●●●●

町田市地域包括支援センター運営協議会は、高齢者支援センターの公正及び中立性の確保その他、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険法の規定に基づき設置されています。運営協議会は、委員10人以内で組織され、介護保険の被保険者、介護サービス及び介護予防サービスの事業者、地域における保健・医療・福祉関係者、学識経験者のうちから、市長が委嘱します。高齢者支援センターの運営の検討を通して、介護予防事業や包括的支援事業のモニタリングと評価を行います。

### (3) 町田市地域密着型サービス運営委員会 ●●●●●●●●●●●●●●●●

町田市地域密着型サービス運営委員会は、介護保険法の規定に基づき、地域密着型サービス事業の適正な運営を図るために設置されています。運営委員会は委員5人以内で組織され、介護保険の被保険者、介護サービス及び介護予防サービスの事業者、地域における保健・医療・福祉関係者、学識経験者のうちから市長が委嘱します。地域密着型サービスの指定に関することや従事者に関する基準並びに事業の設備、運営に関する基準、介護報酬、地域密着型サービスの質の確保、運営評価、その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要と認める事項等を検討します。



## 町田市介護人材開発センターとの連携

介護・福祉等の人材育成及び確保を安定的に行うには、それらの取り組みを一体的かつ専門的に行うことが必要です。そのため、町田市では、人材の育成と確保を専門に行う「町田市介護人材開発人材センター」の立ち上げを支援してきました。

町田市は、センターへの補助を通じて、市内の介護保険サービス事業所、福祉養成学校を総合的に支援し、人材の育成と確保を進めることで、高齢者が安心して介護保険サービスを利用できるようにしていきます。

## ボランティアや\*NPO法人、活動団体等間のネットワーク

福祉の担い手として、地域団体、ボランティアやNPO法人、民間活動団体、社会福祉法人などが様々な活動を進めています。計画の推進にあたって、町田市はそれらとの連携、協働を図り、活動の充実とネットワークの充実を支援します。

## 事業者連絡会等の支援

町田市には、高齢者福祉施設運営協議会、ケアマネジャー連絡会、訪問介護事業者協議会など様々な協議会等が活動しています。

町田市は、それらの協議会等に対して制度改正の内容などを迅速に提供するとともに、研修や交流支援など積極的に行っていきます。

## 幅広い組織・企業等との連携

事業の推進にあたっては、近年の医療に関わる需用の高まりから、医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携していくことがますます重要になります。町田市は、これらの組織との連携を深め、情報の共有をはかります。

また、介護予防や認知症予防、閉じこもり予防、高齢者の見守りのための事業等を推進していくにあたっては、介護保険にかかわる事業所だけではなく、公民館や美術館、図書館、体育館、保育園などのほか、カルチャーセンター、フィットネスクラブ、新聞社、タクシー会社等の民間の企業とも連携することで、総合的な体制づくりを進めます。